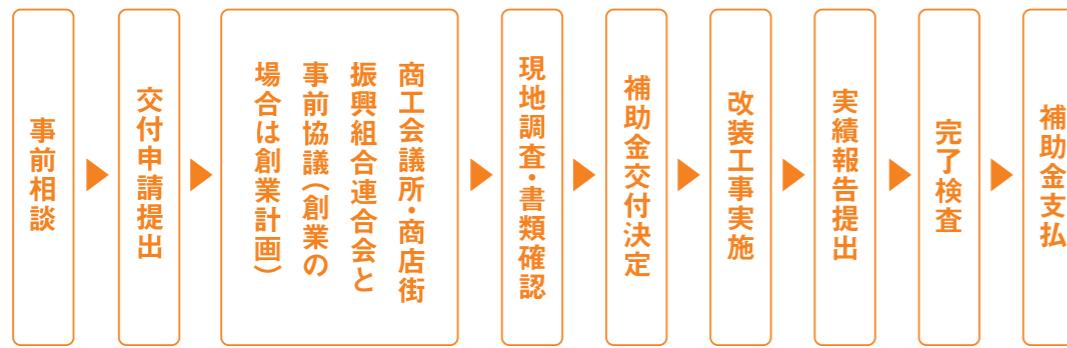




## 手続きの流れ



※交付決定以前の事業着手が認められませんので、ご注意ください。



## 実績報告

改装工事が完了したときは、改装工事後30日以内に所定の補助金実績報告書(様式第7号)に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添えて提出してください。

- ① 収支決算書(様式第8号)
- ② 改装工事に係る領収書又は支出を証明する書類の写し
- ③ 改装後の空き店舗等の外観及び内観の写真

※創業者の場合は、税務署に提出後1月以内に「法人設立届出書(個人事業主は開業等届出書)」の写しを提出してください。

●お問い合わせ 丸亀市役所産業観光課  
〒763-8501 大手町2丁目4-21 tel.0877-24-8844  
メールアドレス sangyokanko-k@city.marugame.lg.jp

中心市街地での  
お店のオープンや  
事務所の開設等を  
支援します。

## 丸亀市空き店舗・空きオフィス等活用促進補助金



# 丸亀市空き店舗・空きオフィス等活用促進補助金

中心市街地における空き店舗の解消を図るとともに、まちの賑わいを創造し、地域経済の発展に繋げる目的で、丸亀TMO構想で定める中心市街地重点整備区域内において、空き店舗または空きオフィス等を改装して店舗または事業所を開設する事業者に対し、その改装費の一部を補助します。



## 補助対象者

(※全ての要件を満たす必要があります。)

- ①中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者又は中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に規定する中小企業団体であること。
- ②市町村税を滞納していないこと。
- ③香川県信用保証協会の保証の対象となる業種であること。
- ④営業計画期間に制限がないこと。
- ⑤1週間あたりの営業日が5日以上であること。
- ⑥出店しようとする空き店舗等において、5年以上継続して営業することが見込まれること。
- ⑦丸亀市補助金等交付規則第4条2号各号に規定される暴力団及び暴力団員等でないこと。
- ⑧中心市街地全体の発展に一定の理解があること。

\*創業者（市内外において同一の事業を初めて開業するもの）については、  
特定創業支援等事業による支援を受けたもの。



## 補助対象事業

補助対象者が、丸亀TMO構想で定める中心市街地重点整備区域内において、空き店舗または空きオフィス等を改装して店舗または事業所を開設する事業。

※概ね3ヶ月以上使用されていない店舗またはオフィス等であること。

中心市街地重点整備区域内図



## 補助対象経費

補助対象者が支払った内外装工事、電気工事、空調工事、給排水工事等の  
改装工事費（当該工事に係る設計費含む）



## 補助対象経費に該当しないもの

- ①空き店舗等の取得に係る経費及び賃借料
- ②消耗品や備品等の購入費、リース料及び設備投資費用
- ③居住部分に係る改装工事費
- ④補助対象者以外の者が実施する改装工事費
- ⑤旧来、事業を行っていた者が同一の場所で店舗改装を行う場合、またはこれに類するもの
- ⑥その他公序良俗に反するなど、補助金の交付対象として不適切とみなされるもの



## 補助金額

75万円と補助対象経費の2分の1(1,000円未満切捨)相当額の  
いずれか低い方の額

\*市内に主たる事業所を有する工事業者（個人の場合は本市の住民基本台帳に記録されている工事業者）に補助対象経費の2分の1以上に当たる改装工事を請け負わせた場合は、100万円と補助対象経費の3分の2(1,000円未満切捨)相当額のいずれか低い方の額



## 申請方法

所定の補助金交付申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添えて改装工事前に提出してください。

- |  |                         |
|--|-------------------------|
| ①事業計画書（様式第2号）                          | ②収支予算書（様式第3号）           |
| ③開設する店舗又は事業所の位置図                       | ④図面等改装工事の内容が分かる書類の写し    |
| ⑤見積書等の内容経費の内容が分かる書類の写し                 | ⑥改装前の空き店舗等の外観及び内観の写真    |
| ⑦法人の場合は登記簿謄本の写し                        | ⑧直近の決算書の写し（個人の場合は確定申告書） |
| ⑨営業許可証の写し（必要な業種）                       | ⑩賃貸借契約書又は売買契約書の写し       |
| ⑪創業者の場合は、特定創業支援等事業（※）による支援を受け作成した創業計画書 | ⑫その他市長が必要と認める書類         |

\*特定創業支援等事業とは、これから創業される方、創業後間もない方に対する継続的支援であり、「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」の4つの必要な知識を取得することを目的としたものです。丸亀市主催の「創業塾」、丸亀商工会議所と丸亀市飯綱商工会が実施する「ワンストップ創業相談窓口・個別相談事業（1ヶ月以上にわたり4回以上受けること）」が該当します。